

保護者の皆様へ

令和2年6月12日  
小林市立三松小学校  
校長 高牟禮 勝宏

### 教育活動の本格的再開に当たってのガイドライン策定について

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、昨年度末から今日に至るまで、多方面にわたり御理解、御協力をいただきましたことに深く感謝いたします。特に、学校休業中におきましては、家庭学習への御協力や度重なる学校行事等の変更にも対応いただきまして有り難うございました。

緊急事態宣言の解除、分散登校などを経まして、ようやく5月25日（月）から学習活動を再開いたしました。しかし、完全に感染のリスクがなくなったわけではなく、国からも児童への感染リスクを可能な限り軽減しながら教育活動を行うという「学校の新しい生活様式」（2020.5.22Ver.1 文部科学省）が示されたところです。

そこで、本校におきましても、児童数や施設環境の状況、教育計画等を考慮しながら、今後の教育活動における感染防止のための方策をまとめることといたしました。これらの方策は、学校全体で実施するものではありませんが、保護者の皆様の御理解のもと、児童一人一人の健康状態やその他の事情に応じて対応する「ガイドライン」としてまとめてあります。また、今後、新型コロナウイルス感染症に関する新たな情報や防疫策が講じられる事態になれば、その都度見直しを図っていくものであります。

つきましては、別紙「三松小学校保健管理体制と今後の教育活動に関するガイドライン」をお読みいただき、「学校の新しい生活様式」が一日も早く定着し、児童の安全と健康が守られ、たくさんの友だちと一緒に学びを共有する喜びを味わえる学校生活が実現できますよう御理解と御協力をお願いいたします。

また、「新しい生活様式」を踏まえた御家庭での取組について（協力のお願ひ）が文部科学省から6月1日付で届いております。御家庭での保護者の皆様の御理解と御協力を願ひいたします。

## 三松小学校保健管理体制と今後の教育活動に関するガイドライン ～学校における新型コロナウイルス感染症への対応～

令和2年6月12日

### 1 基本的な考え

- (1) 国が示す「学校の新しい生活様式」を踏まえ、本校の児童の実態や教室等の施設環境の状況に応じた保健管理体制を構築する。
- (2) 保健主事、養護教諭、各学級担任等と学校医、学校薬剤師等とが連携して、常に必要な体制の構築や改善を図る。
- (3) ガイドラインに示す内容は、学校全体で取り組むこととするが、保護者との連携を図り、児童一人一人の健康状態やその他の条件等に応じて柔軟に対応する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に関する情報収集に努め、新たな対策方法等に応じて常に内容の見直しを行う。
- (5) 教育計画全体にわたり、目標やねらいを達成できる範囲での内容の精選、統合、中止などの見直しを行うが、学校行事の重要性も十分踏まえた上で検討する。

### 2 児童への指導

- (1) 児童には、「学校の新しい生活様式」について、各学年の実態に応じた適切な教材を用いて理解を図り、常時指導をとおして習慣化を図る。
- (2) 家庭や社会生活における感染症対策について、家庭との連携を図りながら理解と習慣化を推進する。

### 3 基本的な感染症対策

#### (1) 登校について

- 発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことを周知する。
- 登校後、児童はすぐに手洗い・アルコール消毒を行うよう指導する。
- 学級担任による健康観察カードの確認と健康観察を行い、登校後に発熱等の症状が見られる場合には、保護者に連絡してすみやかに帰宅させる。

#### 保護者の皆様へ

- 毎朝の体温測定と健康観察カードへの記入をお願いします。
- 発熱等の風邪の症状がある場合には、登校を見合わせてください。その場合、出席停止扱いとなります。
- 学校で発熱等の症状が見られた場合には、お迎えに来ていただくよう連絡させていただきます。お迎えを待つ間、別室で休養させる場合がありますので御理解ください。
- 発熱等の風邪の症状がなくなるまでは、自宅で休養をお願いします。

## (2) 手洗い・洗顔について

- 朝の登校時、昼休み終了後、および休み時間ごとに、手洗い・アルコール消毒を実施する。そのほか活動内容に応じて学級毎に実施する。
- 午前中1回、体育の授業後、昼休み後(または掃除後)に全員、顔洗いを実施する。
- 児童には、トイレの後やみんなでする教室の出入り、道具を共有したときなど、こまめに手洗いをするよう指導し、ハンカチやタオルを携帯するように指導する。
- 流水での手洗いができない場合は、手指用の消毒薬を使用する。

### 保護者の皆様へ

- 手洗い用、顔拭きよう用のハンカチやタオルを持たせてください。
- 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配がある場合には、学級担任までお申し出ください。
- 外から帰宅してからの手洗いについても、習慣化するようお願いいたします。

## (3) 3密(密閉・密集・密接)の回避について

- 教室は、不審者対策や転落対策を最優先とした上で、原則として常時窓を開けた状態を保つこととする。悪天候等のために窓を全開できない場合は、全ての窓を少し開けた状態で、扇風機を活用して換気を行う。
- エアコンを使用している場合も、全ての窓を少し開放した状態で、扇風機を活用し、換気の状態を保つ。
- 児童の座席は、教室の広さを最大限に生かした配置とする。集合、整列する場合においては、ソーシャルディスタンスを意識させる。
- 登下校時を含め、原則として常時マスクを着用することとする。なお、気温や湿度による体調不良などの際はマスクを外すなど、状況に応じた対応についても合わせて指導する。
- 昼休みにおける外遊びでは、マスクを着用しなくてよいこととする。ただし、子ども同士の接触を避けることが難しいため、新たに昼休み終了後に手洗いの時間を設ける。
- 体育の時間には、マスクは着用しない。ただし、マスクの着用を希望する場合は、マスクを着用してもかまわないこととする。
- マスクには必ず記名し、取り替える場合には個人のビニル袋に入れて持ち帰るよう指導する。

### 保護者の皆様へ

- 使用するマスクには、必ず記名をお願いします。
- 水道では、手洗いをこまめに行います。適宜、こまめな水分補給をするためにも、水筒持参を推奨します。
- マスクをしているために、熱中症のリスクが高まるとも言われます。早めの水分補給については、普段の外出でも心がけましょう。
- マスクや中のガーゼ等を取り替える場合は、取り替え後の物を持ち帰るためのビニル袋を持たせてください。

#### (4) 各教科指導について

- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下に挙げられている活動（文科省）については、可能な限り感染症対策を行った上で、回数や時間の制限を考慮しながら実施する。
  - ・ 近距離で対面形式となるグループ活動や一斉に大きな声を出す活動
  - ・ 理科における児童同士が近距離で活動する実験や観察
  - ・ 音楽における室内で児童同士が近距離で行う合唱やリコーダーなどの管楽器演奏
  - ・ 図画工作における児童同士が近距離で活動する共同制作や鑑賞
  - ・ 家庭科における児童同士が近距離で活動する調理実習
- 共通して使用する教材教具については、適切な消毒や手洗いをを行う。
- 体育の授業は、可能な限り屋外で行う。

#### (5) 今年度における水泳授業の取扱いについて

- 市教育委員会の方針に基づき、下記の点に留意しながら水泳の授業を実施する。
  - ・ 水泳授業は、6月22日（月）から授業日が延長された7月29日（水）までの間に実施する。
  - ・ 感染症対策や安全面の観点から健康観察・水泳カードへの保護者サインがない場合、児童は見学となる。
  - ・ 感染症対策や安全面を優先し、複数学級での水泳授業は行わず、1クラスずつ実施する。ただし、安全確保の観点から指導者は2名配置する。
  - ・ 「3密」を避けるために、児童の更衣は2箇所で行う。
  - ・ シャワーの水栓等、児童が手を触れる箇所は消毒を行う。
  - ・ 授業を見学する児童が熱中症にならないよう簡易テントの中で見学させる。その際は、マスクを着用させ、児童間の距離を十分に確保する。ただし、必要に応じてマスクを外し、他の児童との距離を2m以上確保する。
  - ・ 授業中は、児童に不必要な会話や発声を行わないよう指導する。また、プールに一斉に大人数の児童が入らないようにする。
  - ・ 授業中、児童が手をつないだり、体を支えたりするなど、児童が密接する活動は避ける。また、ビート板などの用具を使用する場合は、児童間での用具の使い回しは避け、使用後に消毒する。
  - ・ 児童が使用するタオルやゴーグルなどの私物の貸し借りをしないようにする。

#### 保護者の皆様へ

- 学校から配付されます「健康観察・水泳カード」への記入をお願いします。保護者サインがない場合、お子さんは見学となります。
- 必ずお子さんの持ち物に記名をお願いします。
- 感染防止と安全に配慮した体制の必要性から、計画した指導時間数を変更することもあります。

#### 4 新型コロナウイルスなどの感染症に関するいじめ防止について

- 人権尊重の立場から、次の内容を児童に指導する。
  - ・ 新型コロナウイルスなどの感染症にかかってしまった人やその家族の心を傷つけるようなことを言ったり差別したりすることは、絶対にしてはいけないこと。
  - ・ ふざけて「ウイルスに感染している」などの冗談を絶対に言わないこと。
  - ・ 気になる様子を見かけたら先生や大人の人に必ず伝えること。
  - ・ 相手の立場に立って思いやりをもって行動し、いじめられたり、つらい思いをしたりする人が誰一人いないようにすること。

#### 保護者の皆様へ

- 人権上の観点から、相手の立場に立って、思いやりをもって行動し、いじめられたり、つらい思いをしたりする人がいないように御家庭でもお話しください。
- ふざけて行った言動が、社会的に大きな影響を及ぼすことをニュース番組等を活用しながらお話しください。

#### 5 今後の教育活動について

- 休業により学習が遅れている教科指導については、目標の達成に支障がない範囲の内容の精選や、習熟のための練習を家庭学習に振りかえるなどを工夫を行い、当該年度の履修内容を年度内に確実に指導する。
- 休業により実施できなかった特別活動（交通安全教室）や校外指導（施設見学等）については、各学級での学級活動の時間や、各種資料及び ICT 等を使った指導などを工夫して補足的に指導する。
- 6月以降の教育活動については、各教科の確実な履修を前提としながらも、学校行事等の重要性も踏まえ、感染症対策を十分に行った上で可能な限り年度当初の計画に沿って実施する。

#### 保護者の皆様へ

- 感染症対策を講じながらの学習となりますので、子どもたちが戸惑うことも考えられます。慣れるまでは、お子さんの家庭学習の様子や体調の変化に配慮をお願いします。
- 使用する教材や教具は、原則個人のものを使うことが多くなり、個人間の貸し借りはさせません。

保護者の皆様へ

# 新型コロナウイルス感染症対策

～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～

新型コロナウイルス感染症から子供たちを守り、お子様が安心・安全な学校生活を送ることが出来るよう、ご家庭においても「新しい生活様式」を踏まえた取組にご協力をお願いします。

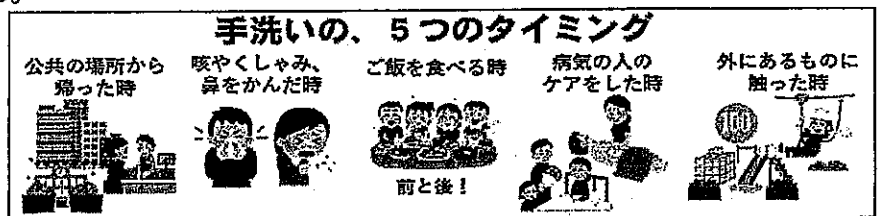
## 1 毎日の健康観察

- ・毎日、登校前にお子様の健康観察（発熱や風邪症状の有無の確認）を必ず行う。
- ・発熱等の症状がある場合は、自宅で休養させる。
- ・感染がまん延している地域は、学校からの依頼に基づき、同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合には、登校を控える。



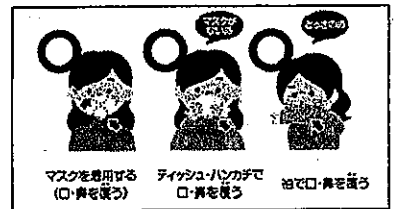
## 2 手洗いの励行

- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）



## 3 咳エチケットの徹底

- ・咳、くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。



## 4 3密の回避（密閉、密集、密接）

人と集まる時や外出する際は、次のことに気を付けてください。

### ○「密閉」の回避

- ・こまめな換気  
気候上可能な限り常時行い、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。

### ○「密集」の回避

- ・身体的距離の確保  
飛沫感染を防ぐため、できるだけ人と人との距離を確保すること。

### ○「密接」の回避

#### ・マスクの着用

外出する時は、できるだけマスクを着用する。ただし、気温や湿度が高く、気分が悪い場合や、熱中症になりそうな場合には、マスクを外す。  
室内でも家族以外の人と交流する際はマスクを着用する。



## 5 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

★ 学校生活の中でいかに感染防止を徹底しても、仲の良い友人同士や家庭間の行き来や家族ぐるみの交流を通じて感染が拡大してしまうと、学校全体の教育活動が出来なくなってしまうことがあります。特に会食の際には、対面を避けるなど、「新しい生活様式」を参考にして工夫していただき、感染が広がらないようにご配慮をお願いします。